

用途変更の弾力化等
開発許可基準の一部を改正します

平成31年4月11日
郡山市都市整備部開発建築指導課
担当：松田 豊己
TEL：924-2371

都市計画法における開発許可基準の一部を改正します。

1 改正内容 市街化調整区域における開発許可基準の改正

- ①既存建築物（未利用公共施設及び店舗併用住宅）から許可により変更できる用途の拡充
- ②ドライブインに農産物直売所を併設する際の許可基準を追加
- ③無接道地における敷地拡張の許可要件を緩和

2 改正日 平成31年4月1日（月）

〈都市計画法における既存建築物の用途変更等について〉

郡山市では、国の開発許可制度運用指針改正（平成28年12月27日）を受け、既存ストックの有効活用や市街化調整区域における開発許可の弾力的運用を図るため、開発許可基準の一部改正を行います。